災害時における愛玩動物対策行動指針

平成 27 (2015) 年3月 静 岡 県 健 康 福 祉 部

~行動指針の策定にあたって~

本県の災害時における動物救護対策は、平成7年の「阪神・淡路大震災」や 平成16年の「新潟県中越地震」をはじめ、多くの災害において実践されまし た動物救護活動等を参考に策定した「避難所のペット対策マニュアル」や「静 岡県被災動物救護計画」を、災害時における動物救護活動の羅針盤として、活 用しながら進めてまいりました。

しかし、平成23年3月11日に発生した、我が国地震観測史上最大となる「東日本大震災」は、それまでの想定を遥かに超える大地震や津波等により、東日本の太平洋岸の広範な地域に甚大な被害をもたらし、人のみならず多くの動物の命をも奪う大災害となりました。また、被災地では、ペットの避難方法等についての仕組み作りや取り決めが明確にされておらず、結果として飼い主だけでなく自治体の対応も混乱を来たすこととなり、多くの課題が浮き彫りになりました。

一方、現在、本県でも、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する地震等の大災害の発生が危惧されており、広域かつ長期に及ぶ災害を想定し、平常時から実践的な準備をしておく必要があります。これを踏まえ、県ではこのたび「避難所のペット対策マニュアル」を見直し、「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定いたしました。

この行動指針では、東日本大震災の被災自治体での経験や教訓を踏まえ、ペットの飼い主が平常時から何をすべきか、動物関連組織等は何を備えるか、そして行政はどのように対応すべきか等をできる限り具体的に示しました。

災害時において動物救護活動等を迅速かつ円滑に展開するためには、有事に備えた「平常時の備え」を、官民の垣根を越えて、また、県下全域における一体性を有した体制を構築していくことが必要です。ぜひ、多くの方々に、この行動指針をご高覧いただき、実践またはご活用、ご協力いただければ幸いです。

平成 27 年3月

目 次

第1章 1 2 3 4 5	総論 趣旨・目的 適用範囲 静岡県被災動物救護本部の組織 災害時における愛玩動物救護フロー 参考・引用資料		1 1 2 2 3 4
第2章 1 2 3 4 5	平常時の役割、準備 飼い主 市町 県 獣医師会、動物保護協会等 動物愛護推進員、ボランティア等		5 6 10 11 13
第3章 1 2 3 4 5 6 7 8	災害発生時の同行避難及び避難所等にお飼い主の初動対応 飼い主による同行避難(避難地(場所)) 飼い主の初動対応~同行避難フロー 避難所での受入れ(避難所におけるペッ 避難所におけるペットの飼育(中期) 避難所におけるペットの飼育(後期~終 避難所におけるペットの飼育(初期~終 避難所におけるペットの飼育(初期~終 避難所におけるポランティアの役割図	トの飼育(初期))············ 期)	15 16 16 18 19 25 28 29 30
第4章 1 2 3 4	災害発生時における動物救護活動(静岡組織 主な活動内容 救護施設 活動組織図 (静岡県愛玩動物救護体制フロー)	県被災動物救護計画)······	31 31 32 32 33
第5章 1	参考 災害時におけるペットの救護対策ガイド	ライン(環境省)	

第1章 総論

第1章 総論

1 趣旨・目的

ペットとりわけ、犬や猫は、「愛玩(愛がん)動物」又は「伴侶動物」として、国内において犬は約1,200万頭、猫は約1,000万頭が飼養され、その存在は家族の一員として身近なものとなっている。このような中、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、人のみならず多くの動物も被災した。

本県のこれまでの災害時の動物救護対策については、平成7年の「阪神・ 淡路大震災」、平成16年の「新潟県中越地震」において行われた動物救護活動を参考にして、「避難所のペット対策マニュアル」(平成8年)、「静岡 県被災動物救護計画」(平成18年)に基づき、一つ一つ進められてきた。

しかし、東日本大震災では、我々の想像を遥かに超える大規模な地震や津波が発生し、広域かつ甚大な被害をもたらした。被災した県市の中には、震災前より地域防災計画に動物の取扱いに関する位置付け等を明記するとともに、動物救護マニュアルの作成や餌やケージ等の物資の備蓄を行っていたにも関わらず、飼い主や市町等の防災担当部署に「ペットとの同行避難」に関する意識が十分に浸透しておらず、多くの飼い主がペットを置いて避難した場合や避難所等での動物飼養を可能とするための取り決めがなされていなかったため、発災後の対応に苦慮した県市がみられた。

このようなことから、本県としては、被災県等の経験や教訓を踏まえた、 **飼い主及び動物救護活動従事者の安全確保を第一**とした上で、飼い主とペットの**同行避難***が的確に実施されるように「災害時における愛玩動物対策行動指針」(以下、「行動指針」という。)を策定した。

すなわち、この行動指針は、「静岡県地域防災計画」の共通対策の巻第3章「災害応急対策計画」の第8節「愛玩動物救護計画」及び「静岡県動物愛護管理推進計画(2014)」のII「人と動物の安全と健康の確保」の3「災害時の動物対策の推進」に基づき、地震災害に備えた平常時の役割や準備、災害発生時のペットの飼い主等への支援やペットに起因する避難所でのトラブル防止、また、動物の保護・救護活動等が迅速かつ円滑に行われるように定め、もって、飼い主とペットとが相利共生(双方の生物種が相互関係の中、ともに利益を得ながら生きること)する社会が実現することを目的とする。

* 同行避難することの理由

東日本大震災の経験を踏まえ

動物愛護の観点

・被災地に残されたペットや負

傷した場合の救護の必要性

(動物愛護管理法)

被災者の心のケアの観点

・ペットは、今や「愛玩動物」「伴

侶動物」として家族の一員

((片利) 共生)

人への危害防止の観点

・放浪動物による人への危害

防止

(狂犬病予防法)

同行避難

同行避難とは:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地(場所)まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

2 適用範囲

家庭で飼育されている愛玩動物である犬及び猫等のペットを対象とする。 ただし、大型の動物等や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについ ては、避難地(場所)や避難所での受け入れは困難であるため、飼い主は、 事前に預け先を検討・準備しておかなければならない。なお、障害のある方 が同伴する身体障害者補助犬については、ペットとは捉えず、避難行動要支 援者への支援として考える。

特定動物の所有者に関しては、「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、然るべき体制をあらかじめ整備し、また、動物取扱業者に関しては、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(平成18年1月20日環境省告示第20号)、「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(平成25年4月25日環境省告示第47号)に基づき対策を講じること。

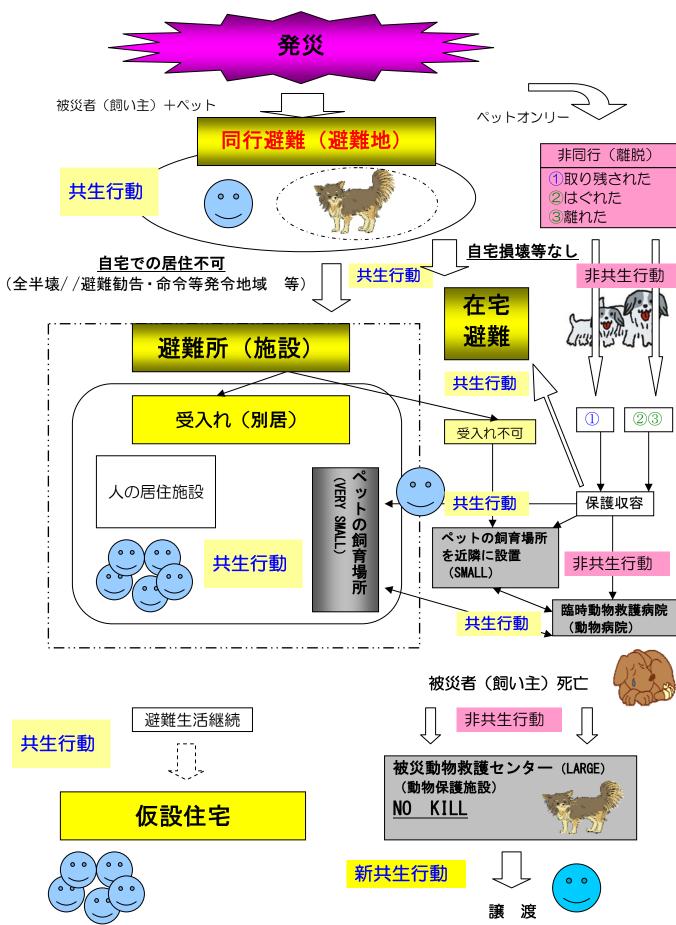
3 静岡県被災動物救護本部の組織

被災動物の救護活動にあたっては、(一社)静岡県動物保護協会(以下、「動物保護協会」という。)、(公社)静岡県獣医師会(以下、「獣医師会」という。)、静岡県健康福祉部衛生課、静岡市動物指導センター、浜松市動物愛護教育センター、その他動物関係団体等で構成する静岡県被災動物救護本部(以下、「動物救護本部」という。)を設置するとともに、互いに連携・協力して、被災地域における動物救護の応急対策をはじめ、中・長期的な救護活動を実施または支援する。

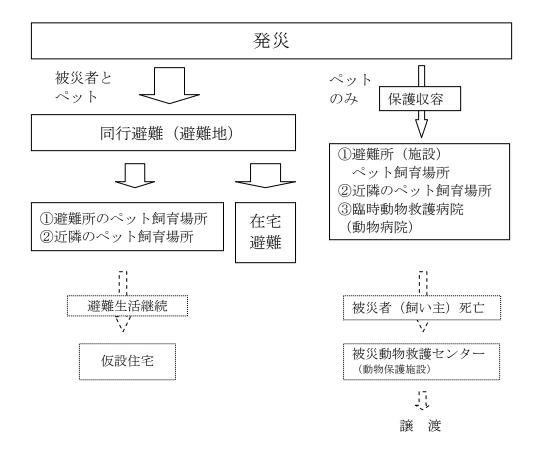
4 災害時における愛玩動物救護フロー

本行動指針で示す相利共生を目指したペットとの同行避難及び静岡県下全域における一体性を有したペットの保護収容活動等について、フロー図にとりまとめた。(P3、4)

災害時における愛玩動物救護フロー



災害時における愛玩動物救護フロー (簡略図)



5 参考・引用資料

- ・災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省)
- ・東日本大震災における被災動物対応記録集(環境省)
- ・避難所運営マニュアル(静岡県)
- ・避難所のペット対策マニュアル(静岡県)
- ・静岡県被災動物救護計画
 - ((一社)静岡県動物保護協会、(公社)静岡県獣医師会)
- ・災害時におけるペット救護対策に関する考察(獣医公衆衛生研究 2014・3 VOL.16-2 16-21 平井潤子)
- ・茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン(茨城県)
- ・災害時における愛玩動物救護マニュアル(茨城県)
- ・災害時における避難所運営の手引き(千葉県)
- ・大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン(大阪府)
- ・災害時のペット対策ガイドライン(徳島県)
- ・愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン(愛媛県)
- ・岩手県災害時動物救護マニュアル(岩手県)
- ・災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン ((公社)日本獣医師会)
- ・避難所運営基本マニュアル(静岡県三島市)

第2章 平常時の役割、準備

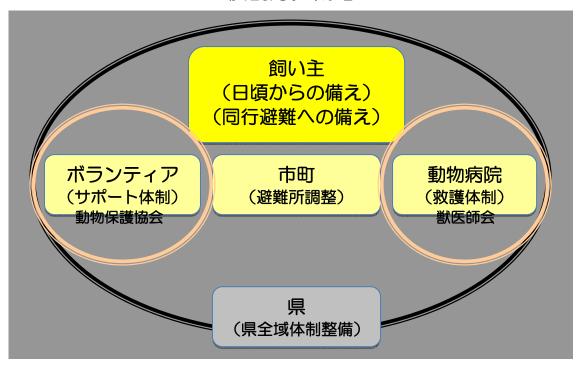
第2章 平常時の役割、準備

災害時において、飼い主とペットが安全であるための対策とは、特別なことはなく、平常時からのしつけや健康管理、所有者明示等といった適正な飼養を心掛けることに他ならない。

一方、県、市町等は、飼い主による同行避難や自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所における共同生活を余儀なくされる事態を想定し、避難所等において適正な飼育管理が行われるように、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じることが必要である。また、同時に、避難所等におけるペットの受け入れや飼育管理、動物の保護・救護活動等が必要になる場合に備え、ボランティアや獣医師会等が連携・協働した対応ができる体制も構築しておかなければならない。さらに、災害発生直後において、行政による活動の開始が困難な場合の初動体制も考慮しておくことが必要である。

本章では、飼い主等や関係者の平常時の役割を定める他、必要な準備についても記載する。

役割分担概略



役割分担表 (責務等)

区 分	飼い主	市・町	県	獣医師会	動物保護協会がランティア
日頃からの備え					
住まいの防災対策		0	0		
しつけと健康管理		0	0	0	0
飼い主明示		0	0	0	0
避難用品及び備蓄品等		0	0		0
同行避難への備え					
同行避難ルートの確認		0			
同行避難できない場合の対応		0	0	0	0
同行避難訓練		0	0	0	0
避難所での備え					
避難所等における受入れ体制	0		0		0
避難所等における飼育管理体制		0	0	0	0
飼育管理サポート体制	0	0		0	•
獣医療・救護体制		0			
防災訓練					

●:実行主体、〇:共助・支援・助言

1 飼い主

(1)役割

ペットの飼い主は、いかなる時も、命ある動物の所有者として動物の愛護及び管理に関する責任を自覚して、その動物を適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

(2) 日頃からの備え

災害が起こった時に飼い主は、原則としてペットと共生行動を目的とした同行避難をすることが必要であるため、日頃から備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他者への迷惑にならないように努めなければならない。

自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所における共同生活を余儀なくされた場合、あらかじめ把握していたペット受け入れ可能な避難所の事前に決められたペット飼育場所(以下、「ペットスペース」という。)において、飼い主自身が全責任を持って飼育管理をすることが原則となるの

で(人の居室への持ち込みは原則禁止)、ペットの健康管理のみならず、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への配慮もまた重要事項の一つである。避難所におけるペットの存在が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、日頃からの備えに左右される。また、ペットにとっても、避難生活は通常の環境とは大きく異なり、時に大きなストレスを誘発するため、日頃からペットの避難に必要な用品等を準備し、しつけや健康管理をしておくこと等で、そのストレスの緩和に努める。

なお、緊急時、一度に多頭数のペットを連れて避難することは極めて困難であり、また、避難所におけるペットスペースの確保や預かり先を探すことも困難であるため、多頭飼育については、飼い主が責任を持って対応することができる頭数に制限する必要がある。

●住居の防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事でいることが重要である。そのためには、住宅の耐震化、家具の固定や転倒防止措置等の地震対策を行う必要がある。また、ペットが普段いる場所や飼育ケージの上部や周辺にも配慮することで、ペットの安全にも繋がる。

【室内飼育】

ペットが普段いる場所は、家具が倒れたり、品物等が落下しないようにしっかり固定する。

【屋外飼育】

ペットの飼育場所は、ブロック塀やガラス窓の下、倒れやすい建物等の近くは避けたい。また、常に、首輪や鎖の脱落や損傷等がないかを点検しておくことは重要である。

●家族内等での話し合い、飼い主仲間との連携

災害の様々な状況を想定して、家族、近所の方々、飼い主仲間内等で事前にペットの避難等について話し合っておくことが必要である。また、 避難所への避難以外にも、親戚や友人等、ペットの一時預け先を確保しておくことも必要である。

●しつけ

飼い主が、いざペットを連れて避難しようとしても、ペットも突然の状況によりパニックに陥り、普段と異なる行動をとる可能性がある。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、日頃からペットをケージやキャリーバッグ等に慣れさせ、さらに犬の場合は、「待て」、「おいで」等の基本的なしつけを行っておく必要がある。また、避難所においてペットを飼育しなければならない事態にあっては、人や他の動物を怖がらない、むやみに吠えない、決められた場所で排泄ができること等により、共同生活を営む他者への迷惑が未然に防止できるだけでなく、ペット自身のストレスも緩和することができる。

●健康管理

避難所等においてペットを飼育しなければならない場合、飼育環境の変化等により、ペットの免疫力が低下することに加え、他の動物と接触す

る機会もあるため、日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種やノミ等の外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。また、万が一の不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢措置を実施しておく。不妊・去勢措置は、性的ストレスの軽減、疾病予防、発情に伴うマーキング、鳴き声等の問題行動の抑制等の効果もあることを認識したい。念のため、災害時のペットの治療や保管等について、かかりつけの動物病院とあらかじめ相談確認しておきたい。

●迷子にならないための対策(飼い主明示)

突然の災害では、ペットが逃げ出す、ペットがパニックになって離れてしまう、また、飼い主が外出中にあっては、ペットが取り残されてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように、日頃から外からはっきり見えて誰でもわかる迷子札等の飼い主の明示をしておかなければならない。また、二重の対策として、脱落の可能性が低いマイクロチップを装着することはより確実な身元証明となる。

【犬の場合】

狂犬病予防法に基づき、登録と毎年の狂犬病予防接種を済ませ、鑑札、 狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

首輪が緩い場合、頭から抜けてしまうこともあるため、適切な締め具合に調節しておく。

【猫の場合】

高所を移動等する際の樹木の枝等への引っかかりによる窒息事故を防止するため、首輪は、力が加わると外れる種類を使用している場合には、マイクロチップを装着する等、二重の対策を講じることが望ましい。 【他の動物】

種類に応じて、足環、耳標、マイクロチップ等をつけること。

●避難用品及び備蓄品の対応

避難所等では、人の食料、日用品、医薬品等生活必需品の準備はされているが、ペットの飼育管理に必要なものは、飼い主自らが用意しておかなければならない。よって、ライフラインの被害や緊急避難等に備え、ペットの飼育管理に必要な物資の備蓄を行い、避難時に持ち出す備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものはすぐに持ち出せるように自分の避難用品と一緒に保管しておくこと。特に、安全に避難地(場所)まで避難できるように、リードやキャリーバッグ等は準備しておかなければならない。地域によっては、避難所等にペット用の救援物資が届くまでに時間を要することもあるので、ペットフードや水は、少なくとも5日分(できれば7日分以上が望ましい。)は備蓄しておくこと。さらに、病気等により療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

【避難セット例】

- ・療法食、処方薬
- ・フード、水(少なくとも5日分)
- ・予備の首輪や胴輪、リード
- ・食器、ブラシ、タオル

- ・ガムテープ(ケージの補修等、多用途に使用可能)
- ・飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先、預かり 先等の情報
- ・飼い主とペットの写真(もしも、離ればなれになってしまった時の ため。携帯電話に画像を保存しておくことも有効)
- ・ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院等の 情報(ペット健康手帳)

●防災訓練等

実際に家族でペットを連れて避難地(場所)や避難所へ行く訓練を行い、所要時間、ガラスの破損や看板落下等といった避難経路中の危険を想定した迂回路をチェックしておくことで、より安全に避難することができる。また、地域で災害対策の会合や避難訓練を行う時に、ペットを連れて避難する方法等を地域住民間で話し合っておくと、避難地(場所)や避難所でのペットの反応や行動への対応方法、避難所における動物が苦手な人への配慮方法、ペットスペースにおける飼育環境の確認等、より実践的な想定をすることができ、避難所等におけるペットの受入れ体制の整備や改善に繋がる。

なお、飼い主自らが自主防災組織の役員等になる等、地域住民に対して 災害時における動物救護に関する理解が得られるように行動されたい。

(3) 同行避難への備え

災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置である。

●同行避難ルート確認

避難する場合に備え、居住地域の防災計画や自治体の広報誌、ウェブサイト等で災害時の避難地(場所)や避難所の所在地や避難ルートを確認し、同行避難ができる避難地(場所)や避難所を把握しておく。また、避難地(場所)や避難所にペットを連れて行く際の注意事項について、あらかじめ居住市町に確認しておくと良い。

●同行避難できない場合への対応

大型の動物等(闘犬等を含む) ※や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、避難地(場所)や避難所での受け入れは困難であるため、飼い主は、事前に預け先を検討・準備しておく。

※大型の動物等とは?

- ①秋田犬、紀州犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア、アメリカン・ピット・ブル・テリア、ボクサー等または、その交雑種
- ②①犬種以外で体高60cm以上かつ体長70cm以上の犬
- ③その他、県市町等が指定した犬等(個体または種)

●例外事例

障害のある方が同伴する身体障害者補助犬については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考える。

2 市町

(1)役割

各市町の地域防災計画には、ペットの取扱いに関する位置付け等を明記するとともに、災害発生時に、飼い主による同行避難や避難所での適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じる。さらに、飼い主がペットと同行避難後、自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所における共同生活を余儀なくされた場合、避難所等におけるペットの受け入れやペットスペースにおけるペットの飼育管理方法等について、体制を整備する。

(2) 飼い主等への普及啓発

同行避難が実施されること等を全住民へ周知し、飼い主には、日頃からの備えとして、ペットのしつけ、健康管理、飼い主明示、避難用品及び備蓄品の対応等への責務や避難地、避難所、避難ルート等の情報について周知する。

犬の登録・狂犬病予防注射等の実施の際にも、犬の飼い主に対して、鑑札、注射済票の装着義務の説明を行うとともに、必要に応じ不妊・去勢措置の推進を図る。

(3)避難所等における受入れ及び飼育管理体制調整

自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所における共同生活を余儀なくされた場合、ペット受け入れ可能な避難所の事前に決められたペットスペースにおいて、飼い主自身が全責任を持って飼育管理することが原則となるので、事前に避難所等の管理者等との調整等を行っておく。

なお、ペットスペースの場所や飼育管理方法等の注意事項等を避難所運営マニュアルに位置づけておくとともに、避難所において、ペットスペースが確保できない場合には、飼い主が飼育管理できる近隣場所に代替スペースを定め、可能な限り、同マニュアル等に定めるようにし、避難所等の管理者等に周知しておく。

●避難所におけるペットスペースの決定

(避難所運営マニュアル等に事前に場所を決めておく)

ペットスペースについては、避難所の敷地内において、例えば、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置、校舎間の渡り廊下、駐輪場を使用する等の方法が考えられる。設置場所の要件としては、就寝スペースから離れていて、鳴き声、毛の飛散、臭い等の影響が少ないことや、物資の運搬等の避難所運営活動の妨げとならず、直射日光、雨等をしのげる場所となることである。なお、直射日光、雨等がしのげないような場所である場合には、テント等を用いた専用設備の準備が必要となる。ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないようにすることで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となる。また、犬や猫等、動物種に分けて場所を確保するとよい。これまでの災害時対応では、上記の様にペットスペースを別に確保して、人が生活する場所と分ける方法やペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法があったが、避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方法を検討するとよい。

なお、大型の動物等や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、避難所での受け入れは事実上困難であるので、不可とすべきである。例外事例としては、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考える。

(参考: (一社)ペットフード協会による平成24年度全国犬・猫飼育実態調査)

①犬: 当県を含む中部地域の飼育世帯率は19.3%

1世帯当たりの平均飼育頭数は1.27頭

②猫: 当県を含む中部地域の飼育世帯率は10.1%

1世帯当たりの平均飼育頭数は1.76頭

(犬の例:100世帯(1世帯当たり2.5人とすると250人)では、約20世帯において飼育し、その20世帯(1世帯当たり1.3頭飼育とする)では、計26頭(250人中)飼育(約10%)

(猫の例:100世帯(1世帯当たり2.5人とすると250人)では、約10世帯において飼育し、その10世帯(1世帯当たり1.8頭飼育とする)では、計18頭(250人中)飼育(約7%)

●避難所におけるペットスペース飼育管理体制

避難所の事前に決められたペットスペースにおいて、飼い主自身が全責任を持って飼育管理する。しかしながら、ペットスペースでは、多頭数飼育等、ペットにとっても通常の飼育環境とは大きく異なることから、大きなストレスを誘発し、行動の異常を示すことや動物の一般状態(clinical sign)が不良となる場合も予想される。このことが、飼い主や他者へのストレスにもなりかねず、その対応には、獣医療や動物飼育管理サポート体制の構築が重要となるため、日頃から県や獣医師会、ボランティア等との調整等を行っておく必要がある(なお、獣医師会支部や民間団体・企業等との災害時協定の締結を検討しておく)。

(4) 防災訓練

同行避難訓練等により、飼い主に対して、避難地(場所)や避難所までの所要時間、ガラスの破損や看板落下等といった避難経路中の危険を想定した迂回路をチェックさせ、安全にペットと避難することができるように啓発する。

また、避難地(場所)や避難所でのペットの反応や行動、避難所のペットスペース、飼育環境の確認等をさせることにより、日頃からのしつけ、 避難所における動物が苦手な人への配慮等の必要性を啓発する。

なお、防災訓練を実施することで、ペットの飼い主だけではなく、多くの住民の理解と協力を得られるようにするとともに、日頃から災害時における動物救護に関する意識の共有を図ることが重要である。

3 県

(1)役割

災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、 平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じ、県下全域における一体性 を有した愛玩動物救護体制の整備をするとともに、日頃より関係者等と連 絡調整を行い、必要に応じて体制の見直しを行う。また、全国の各自治体 が策定する最新の防災計画等を参考に必要な対策を随時検討する。

災害が発生した際には、関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所

における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護対策を調整する等、 様々な役割を担う。

(2) 体制整備

飼い主による同行避難や自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所における共同生活を余儀なくされる事態を想定し、避難所等において適正な飼育管理が行われるよう、ペットの受け入れや飼育管理体制を構築する。また、動物保護・救護活動(死亡確認等を含む)が必要になる場合に備え、各行政機関、ボランティア及び関係機関・団体等が連携・協働した救護活動が行えるように、市町、獣医師会や動物関係団体・企業等との連携や調整を行う。なお、行政による動物保護活動の開始が困難な災害発生直後の初動体制や他自治体間と相互協力する広域的体制整備についても検討しておく必要がある。

(3) 飼い主等への普及啓発

飼い主には、日頃からの備えとして、ペットのしつけ、健康管理、飼い主明示、避難用品及び備蓄品の対応等への責務を周知するとともに、災害発生時には、飼い主とペットの同行避難が行われること等について、県民へ周知する。

(4) ボランティアの育成等

飼い主による避難所における適正な飼育管理や動物保護・救護活動を円滑に行うためには、市町や関係機関・団体等の協力だけでは成り立たず、ボランティアによる支援は不可欠であるとともに、その役割は極めて重要である。そのため、平常時から多くの役割を担うボランティアを育成する必要がある。

また、県市町の社会福祉協議会やボランティア協会等とも連携できるように協議や調整を行う。

●ボランティア育成講習会等

災害時の動物ボランティア活動は、平常時の活動とは異なり、災害特有の事態に対応するための知識や技術が必要となることから、平常時から、関係団体や市町と協力して、ペット救護活動を支えるボランティアの育成講習会等を開催し、必要な人材の育成を行う。特に、動物愛護推進員を中心とした避難所等のペットスペース等での人と活動をコーディネートするボランティアコーディネーター(ボランティアリーダー)の育成は急務である。

(5) 防災訓練

同行避難訓練等により飼い主に対して、避難地(場所)や避難所までの所要時間、ガラスの破損や看板落下等といった避難経路中の危険を想定した迂回路をチェックさせ、安全に避難することができるように啓発する。

また、避難地(場所)や避難所におけるペットの反応や行動、ペットスペースにおける飼育環境の確認等をさせることにより、日頃からのしつけ、 避難所での動物が苦手な人への配慮等の必要性を啓発する。

さらに、動物保護協会、獣医師会等の動物救護本部を構成する団体等及

び市町と連携して、同行避難訓練等の防災訓練を実施し、災害発生時において迅速かつ的確な活動が行えるように関係者の技能、資質の向上を図るとともに、訓練に参加した住民の理解と協力を得られるように、日頃から 災害時における動物救護に関する意識の共有を図る。

4 獣医師会、動物保護協会等

(1)役割

静岡県被災動物救護計画に基づき、獣医師会、動物保護協会、動物関係 団体等は、県、政令市等と連携し、被災動物の救護体制等を整備する。

(2) 飼い主への普及啓発

災害発生時には、飼い主とペットの同行避難が行われること等について、また、日頃からの備えとして、ペットのしつけ、健康管理、飼い主明示、避難用品及び備蓄品の対応等への責務を啓発する。獣医師会等は、狂犬病予防注射等の実施の際に、鑑札、注射済票の装着義務の説明を行うとともに、必要に応じて不妊・去勢措置の推進も図るように徹底する。

(3) 防災訓練への協力

市町や県等とともに、同行避難訓練等を実施することで、飼い主に対して、避難地(場所)や避難所でのペットの反応や行動、避難所のペットスペース、飼育環境の確認等をさせることにより、日頃からのしつけ、健康管理等の必要性を啓発し、また、専門的な助言等をする。

(4) 避難所等での獣医療体制調整等

避難所等に設置するペットスペースは、多頭数飼育等、ペットにとっても通常の飼育環境とは大きく異なることから、大きなストレスを誘発し、行動の異常を示すことや動物の一般状態が不良となる事態も想定される。このことが、飼い主や他者へのストレスにもなりかねず、その対応には、避難所等における直接的な獣医療の提供の他、専門的な立場からの助言や指導が必要となるため、獣医療や飼育管理サポート体制の構築を市町や県等と協働して行う。また、獣医師会は、臨時動物救護病院として受け入れ可能な動物病院の選定又は受け入れ可能頭数等の把握に努める。

(5) ボランティアの育成・登録

災害時において、多くの役割を担うボランティアを安定的に確保することは困難であるため、動物保護協会は、平常時から、県や市町等と協働してペット救護活動を支えるボランティアの育成講習会等を開催し、必要な人材の育成を行う。特に、避難所等のペットスペース等での人と活動をコーディネートするボランティアコーディネーター(ボランティアリーダー)の育成を図ることは重要である。なお、講習会受講者を登録し、緊急災害時には、登録者に協力要請を行える連絡体制整備等も行う。

5 動物愛護推進員、ボランティア等

(1)役割

動物愛護推進員は、動物愛護管理法に基づき、災害時において国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力

をすることとされている。従来から、動物愛護推進員は、動物愛護管理に 係る諸施策の推進において県や市町と地域住民との連携の核となるべき存 在であり、災害時における動物対策においても、県や市町だけでなく獣医 師会、動物愛護団体等との連携の主体となることが期待される。

動物愛護推進員、動物保護管理指導員、ボランティア等の役割には、避難所等のペットスペースにおける運営のサポートや人と活動のコーディネート(ボランティアコーディネーター)、動物飼育管理のサポートや動物救護本部等が実施する動物救護活動への協力(飼育・救護ボランティア)、避難所等での飼育が困難なペットの一時預かり協力(一時預かりボランティア)等がある。

●ボランティアコーディネーター(ボランティアリーダー)

動物の救護・保護等の対応の他に、避難所等でのボランティアコーディネーターとして、ペットスペース運営のサポートや飼育管理指導、救援活動に関わる人と活動との調整等、多岐に渡り中心的な役割を担う。

●飼育・救護ボランティア

避難所等での飼育管理サポート等や動物救護本部等が実施する動物救護 活動への協力を行う。

●一時預かりボランティア

避難中の飼育が困難な飼い主等からの一時預かり依頼のあったペットや 避難所や動物保護施設での受入れが困難な場合等に、自宅等での一時飼育に協力する。

(2) 飼い主等への普及啓発

動物愛護推進員(ボランティアコーディネーター等)や動物保護管理指導員は、災害発生時には、飼い主とペットの同行避難が行われること等について、また、日頃からの備えとして、ペットのしつけ、健康管理、飼い主明示、避難用品及び備蓄品の対応等への責務を啓発する。また、避難地、避難所、避難ルート等の確認の必要性についても併せて啓発する。

(3) 防災訓練への協力

動物愛護推進員(ボランティアコーディネーター等)、動物保護管理指導員やボランティア等は、市町や県等とともに、同行避難訓練等を実施することで、飼い主に対して、避難地(場所)や避難所でのペットの反応や行動、避難所のペットスペース、飼育環境の確認等をさせることにより、日頃からのしつけ、健康管理等の必要性を啓発し、また、専門的な助言等をする。

(4)災害に備えた準備

災害発生時における迅速かつ的確な救護活動が行えるよう自らの技能、資質の向上を図るように努める。

第3章 災害発生時の同行避難及び 避難所等における飼育管理

第3章 災害発生時の同行避難及び避難所等における飼育管理

災害発生後は、人命救助活動、地域生活の再開・復旧活動のための支援等により現地は無論、その周辺地域も混乱している。この初期の混乱の中、飼い主とペットの安全を確保し、迅速かつ円滑な避難等を行うには、平常時からの準備や活動に加え、災害発生を想定した訓練等を実施することによって、被災時特有の考慮すべき事項を事前に確認しておくことが重要である。

本章では、災害発生直後、同行避難開始、避難初期、避難中期、避難後期~ 避難終期に分けて、それぞれのステージでの飼い主や市町等の関係者の担うべ き役割や活動で考慮すべき事項をシミュレーションして例示する。

なお、災害発生時には、被災地域及びその規模等が平常時には想定し難いものであることから、弾力的に対応できる体制を整えておくことも必要である。

災害発生後の各ステージにおける主な行動

飼い主の初動対応

◆ まず自分の身の安全が第一

避難開始

飼い主による同行避難 (避難地 (場所))

◆ ペットを同行して、避難地まで安全に避難

避難初期

避難所での受入れ

◆ 事前に決められたペットスペースにおいて、飼い 主自身が飼育管理【飼い主】

避難中期

避難所における飼育

- ◆ ペットスペースでの飼育ルール遵守
- ◆ 物資の支援、獣医療の提供 【飼い主】、【ボランティア】、【獣医師会】

避難後期 ~ 避難終期

避難所における飼育

- ◆ 片付け
- ◆ 新しい飼い主へ譲渡 【飼い主】、【ボランティア】

発生直後

発生直後

1 飼い主の初動対応

<u>災害が発生した時は、まず自分の身の安全が第一である</u>。災害時にペットを守るためには、飼い主が無事でいることが絶対条件であり、まずは、室内のガラスの飛散や倒壊家具等に注意して、非常持ち出し袋を用意し、電気のブレーカー、ガスの元栓を切ること。

次に、同行避難の準備を行う。突然の災害では、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるので、ペットを落ち着かせるとともに、 逸走や怪我等に気をつける。興奮しているペットに不用意に手を出して咬まれる等、思わぬ怪我をしないようにする。

飼い主が動転しているとペットにも伝わるので、まずは飼い主が落ち着いて、普段通りの言葉をかける等、ペットを落ち着かせるように努めること。

避難開始

2 飼い主による同行避難(避難地(場所))

災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

なお、同行避難とは、災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地(場所)まで安全に避難することである。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

同行避難が可能なペットは、犬、猫等の愛玩動物である。大型の動物等や 危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、避難地(場所)へ の同行避難や避難所での受け入れは困難であるため、あらかじめ検討・準備 した預け先等へ同行避難する。障害のある方が同伴する身体障害者補助犬に ついては、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えるため、 冷静に避難地(場所)へ同行避難する。

●出発前対応

【犬の場合】

- ①リードをつけ、首輪が緩んでいないか確かめる。小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れるのもよい。
- ②外からはっきり見えて誰でもわかる迷子札等の飼い主の明示をする。
- ③災害時は人も犬も興奮しているため、普段と違った行動をとることも 考えられる。リードは放さないようにしっかり持ち、キャリーバッグ やケージはしっかり抱えて動物の安全に気を配ることが必要である。 なお、避難地(場所)までの経路には危険な場所等も想定されるため、 状況によっては、両手が自由にできるような工夫も必要である。

【猫の場合】

①キャリーバッグやケージに入れる。キャリーバッグ等の扉が開かない

ようにガムテープ等で固定する。

- ②外からはっきり見えて誰でもわかる迷子札等の飼い主の明示をする。
- ③災害時は人も猫も興奮しているため、普段と違った行動をとることも 考えられる。キャリーバッグやケージはしっかり抱え、また、洗濯ネットを活用する等して、逸走防止に努めることが必要である。なお、 避難地(場所)までの経路には危険な場所等も想定されるため、状況 によっては、両手が自由にできるような工夫も必要である。

●持ち出し品対応

持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにする。その他のものは、分かりやすいところにまとめて保管し、状況に応じて判断する。(いったん避難した後、自宅に戻る際には充分な注意が必要である)

【優先1】

- ・療法食、処方薬、フード・水(少なくとも5日分)
- ・予備の首輪や胴輪・リード、食器、ブラシ、タオル、ガムテープ
- ・飼い主の連絡先等の情報

【優先2】

- ・飼い主とペットの写真(もしも離ればなれになった時のため、携帯電話 に画像を保存しておくことも有効)
- ・ペット健康手帳(ワクチン接種状況、既往歴、健康状態等)

【優先3】

・ペットシーツ、排泄処理用品等

●いざ出発対応

倒壊した建物や切れた電線等、避難地(場所)までの経路には危険な場所等がたくさんあるので、足もとや頭上に気を配り、落ち着いて行動する。

●不測の事態対応

【外出時等の場合】

発災時に外出している等、ペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示の発令状況等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。まずは、居住地域等の被災状況の確認からとなる。

【はぐれた場合】

万が一、ペットとはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、県や市町の動物担当部署等へ届ける。

3 飼い主の初動対応~同行避難フロー

災害が発生した時の飼い主の初動対応から飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地(場所)まで安全に避難する行動について、フロー図にとりまとめた。(P18)

なお、自宅損壊等が無く帰宅可能な場合は、原則、在宅避難をする。

飼い主の初動対応~同行避難フロー





発 生 直 後

飼い主の初動対応

- ◆まず自分の身の安全が第一である。
- ◆飼い主は落ち着いて、動物を落ち着かせる。
- ◆室内のガラスの飛散や倒壊家具に注意する。
- ◆非常持ち出し袋を用意する。
- ◆電気のブレーカー、ガスの元栓を切る。



ペットとの同行避難(避難地)

避 難 開 始

飼い主による同行避難 (避難地(場所))

- ◆飼い主はペットと一緒に避難する同行避難をする。
- ◆外からはっきり見えて誰でもわかる迷子札等の飼い主の明示 をする。
- ◆犬の場合は、リードをつけ、首輪の緩みを確認する。
- ◆小型犬はリードをつけ、キャリーバッグやケージに入れる。
- ◆猫の場合は、キャリーバッグやケージに入れる。
- ◆リードは放さないようにしっかり持つ。
- ◆キャリーバッグやケージはしっかり抱える。
- ◆持ち出し品には優先順位をつけ、順位の高い品から持ち出す。
- ◆足もとや頭上に気を配り、落ち着いて行動すること。

自宅での居住不可

自宅損壊等なし



(全半壊//避難勧告・命令等発令地域 等)

避難所(施設)

在宅避難

4 避難所での受入れ(避難所におけるペットの飼育(初期))

飼い主はペットと一緒に避難地(場所)等へ同行避難した後、自宅損壊等が無く帰宅可能な場合は、原則、在宅避難をする。

しかしながら、自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所における共同 生活を余儀なくされた場合、あらかじめ把握していたペット受け入れ可能な 避難所の事前に決められたペットスペースで、飼い主自身が飼育管理を行う ことが原則となる(人の居室への持ち込みは原則禁止)。

また、様々な人やペットが共同生活を送る避難所においては、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、まずは飼い主が適正な飼育に努めることが重要であり、ボランティア等はその飼育管理を支援する。

●ペットスペース(再掲)(避難所運営マニュアル等に事前に場所を決めて 記載しておく)

ペットスペースについては、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置、校舎間の渡り廊下、駐輪場を使用する等の方法が考えられる。設置場所の要件としては、就寝スペースから離れていて、鳴き声等の影響が少ないことや、物資の運搬等の避難所運営活動の妨げとならず、直射日光、雨等をしのげる場所となることである(仮に、直射日光、雨等がしのげないような場所であるときには、テント等を用いた専用設備の準備が必要となる)。また、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないようにすることで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となる。

なお、大型の動物等や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、避難地(場所)への同行避難や避難所での受け入れは困難であるため、飼い主は、あらかじめ預け先を検討・準備しておく。例外事例として、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考える。

●避難所におけるペット受入れにおける考慮すべき点

【衛生面での課題】

ペットによっては、ダニやノミを付着させている可能性があるため、人の共同生活の中において、既に衛生環境の維持が難しい避難所の人の居室への持ち込みは、人の様々な健康上の悪影響を及ぼす可能性がある。また、犬や猫の体毛等がアレルギー等体調に影響を与えるケースもあり得るため、人の居室への持ち込みは原則禁止とすべきである。

【鳴き声等、騒音面での課題】

犬は集団になると同調して吠える習性があるとともに、ペットスペースは、日頃の環境とは大きく異なるため、そのことがストレスとなり行動の異常を示すことが考えられる。特に、鳴き声は、避難者にとって大きなストレスとなることが考えられる。また、ペットには夜行性のものもあり、夜中に活動する音が騒音となることもあるため、人の就寝スペー

スから離れている、音の遮断ができること等を熟慮した位置にペットスペースを設置すべきである。

【糞尿の処理等の課題】

ペットの中には、トイレのしつけができておらず、決められた場所で排 泄ができないものがいる可能性がある。衛生面で好ましくないことはも ちろん、他の動物の行動異常を誘発する可能性も否定できないため、人 の就寝スペースから離れていて、清掃等しやすい場所等を熟慮した位置 にペットスペースを設置すべきである。

【臭いの課題】

動物固有の臭いは、飼い主にとっては、ほとんど気になるものではないが、飼い主以外にとっては、ストレスとなることが考えられる。また、食餌の臭い、糞尿の臭い等もトラブルにつながりやすいため、人の就寝スペースから離れていて、清掃等しやすい場所等を熟慮した位置にペットスペースを設置すべきである。

●避難所におけるペットの効用点

避難所におけるペットの存在は、様々な弊害も含んでいるが、飼い主本人にとっては精神的な支えとなる。また、他の避難者にとっても、同様の影響を及ぼす可能性があり、特に、子供たちにとっては、動物の存在は避難所生活の中で不安等を緩和する大きな存在となる。一般に、高齢者の世帯にとっても、ペットが精神的な支えとなっている場合が多くみられることからも、適切に飼育されたペットの効用についても十分理解しておく必要がある。

【主な効果】

- ①ペットを介してコミュニケーションが図れる。
- ②ペットが周囲の避難者の心を和ませる。
- ③ペットがいることで心が落ち着く。
- 4ペットがいることで生きる意欲がわく。
- ⑤ペットが日常性・規則性を与えてくれる。

●飼育ルールの決定

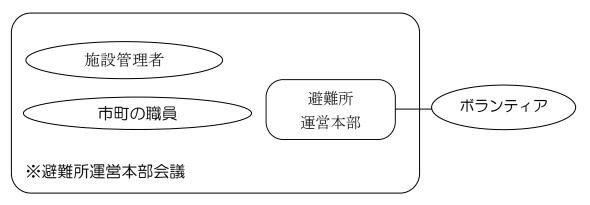
トラブルを避けるため、※避難所運営本部会議等において、ペットスペースでの主な飼育ルールを決定し(時間の制限等は、状況に合わせて柔軟に対応)、飼い主等へのチラシ等による周知の徹底が必要である(必要に応じて、ボランティア等にルール作りに向けた助言を要請する)。

【ルール例】

- ①指定されたペットスペース及び方法(リード等で強固な工作物に繋ぐ、 ケージに入れる等)で飼育する(動物によっては、ダンボール箱等も 活用できる)。
- ②ペットスペースは飼い主が責任をもって管理(清掃等)するとともに、 必要に応じて消毒を行う。
- ③ペットに対する苦情への対応や危害防止に努める。
- ④屋外の指定された場所で排泄させ、排泄物はルールに則って処分する。
- ⑤給餌は時間を決めて、その都度片付ける。
- ⑥必要に応じてノミ等の駆除に努める。
- ⑦運動やブラッシング(飛散防止に注意)は屋外で実施し、抜け毛は放

置しない。

- ⑧迷子札等を装着する(犬については、鑑札、注射済票も装着)。
- ⑨ペットとのふれあい時間も決めておき、夜間の接触はしない(ただし、強い余震の後や大きな物音がした後は様子を見に行く等、柔軟に対応したい)。



(静岡県避難所運営マニュアル)

(1) 飼い主

様々な人やペットが共同生活を送る避難所においては、前述のとおりペットに起因したトラブルが発生しないよう、まずは飼い主がペットを適正に飼育することが重要である。

ペットの存在は、飼い主にとっては日常的なものであっても、他者にとっては多大なストレスとなるケースがあることを考慮して行動すること。 自らの価値観のみにとらわれず、お互いに譲り合い、謙虚な気持ちで協力 し合うことが非常に重要である。

●飼い主の届出(届出⇒受付)

避難所において、ペットの適正な飼育と円滑な運営を図るためには、ペットを伴った避難者を迅速かつ的確に把握することが重要である。ペットを避難所等のペットスペースへ受け入れる際には、その動物等の情報収集に関する届出を実施しなければならない。なお、受付は、避難所の責任者等が行うことになるが、初期段階では市町の職員や一時的に飼い主も協力しながら受付を行い、ペット飼育者名簿※を作成する。

【届出内容】

- (1)飼い主(飼育者)の住所、氏名及び連絡先(避難所内の居場所等)
- ②動物の種類と数
- ③動物の特徴(性別・体格・毛色・その他(退所年月日、個体識別措置等)
- ④狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無
- ⑤その他(ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無)

●飼い主明示の確認

個体識別ができる名札等の装着を確認し、識別できないようであれば、 装着すること。

●ペットスペースへの受入れ、運営・管理 【ペットスペースへの受入れ】

- ①避難所では避難所の責任者等の指示に従い、届出後、手続きが完了 した後、初めてペットスペースでのペットの飼育が可能となる。責 任者等の許可を得ている場合を除き、人の居室へは持ち込めない。
- ②ケージ等が用意できなかった場合には、供給されるまでの間はリードや首輪の強度を確認し、周囲の安全性を確保した上で、直射日光、雨等がしのげる場所の強固な工作物に係留する。また、動物によっては段ボール箱等も活用できる。他の避難者への配慮も必要となるので、避難所の責任者等の指示に従うこと。
- ③ペットスペースが直射日光、雨等がしのげないような場所である場合には、テント等を用いた専用設備の準備が必要となる。設営は他の飼い主等との共同作業になり、また、他の避難者への配慮も必要となるので、避難所の責任者等の指示に従うこと。

【ペットスペースの運営・管理】

- ①飼育ルールに基づき、飼い主自身が飼育管理を行う。
- ②ペットスペースの運営・管理の中心となる責任者を飼い主の中から 選出し設置する(避難所保健・衛生班兼務)。
- ③ペットスペースでは、「事故を起こさないこと」が重要である。咬みつき事故を始め、飛びつき等によりけが人が出ないよう十分注意して管理すること。他者に対する注意が特に必要であるが、自分が怪我をしないように注意することも大切である。
- ④保護された飼い主から離脱してしまったペットについても、一時的にペットスペースに保護されるため(飼い主は近隣在住者の可能性が高いため)、そのペットについても、他の飼い主同士等が連携して当番制を採用する等、自らのペットと同様に飼育管理する。

(2) 市町 (避難所の責任者等)

ペットの飼育管理は、飼い主が全責任を負う事が原則である。また、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、あらかじめ市町や避難所等の管理者等が定めた直射日光、雨等をしのげる場所であるペットスペースに受け入れる。

なお、ペットスペースが直射日光、雨等がしのげないような場所である場合には、テント等を用いた専用設備の設営が必要となるので、避難所の責任者等は調整する。

●飼い主の把握(届出⇒受付)

避難所において、ペットの適正な飼育と円滑な運営を図るためには、ペットを伴った避難者を迅速かつ的確に把握することが重要である。

ペットを避難所等のペットスペースへ受け入れる際には、その動物等の情報収集に関する受付を実施しなければならない。

受付は、初期段階では市町の職員も避難所の責任者等とともに行うことになる。なお、一時的に飼い主にも協力を要請して受付を行い、ペット飼育者名簿※を作成する。

【受付内容】

- ①飼い主(飼育者)の住所、氏名及び連絡先(避難所内の居場所等)
- ②動物の種類と数
- ③動物の特徴(性別・体格・毛色・その他(退所年月日、個体識別措

置等)

- ④狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無
- ⑤その他(ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無)

※ペット飼育者名簿

ケージ 番 号	飼育者 (住所・氏名・連絡先)	動物の種類	性別	体格	毛色	その他 (個体識別、ワクチン等)
	避難所内の居場所や 緊急連絡先(携帯番 号)も記載願います	ペットのお 名前も記載 願います				

●ペットスペースの運営・管理

【ペットスペースの責任者設置(避難所保健・衛生班兼務)】 避難所の責任者等は、ペットスペースの運営・管理の中心となる責任 者を飼い主の中から選出し設置する。

【ペットスペースでの飼育ルールの遵守】

避難所の責任者等は、飼い主に対して、飼育ルール及び本行動指針等 について説明し、運営・管理をさせる。

●ペットスペースの被災状況確認等

避難所の責任者等は、ペットスペースの被災状況等を確認すること。被 災の程度によりペットスペースが使用できない場合には代替スペースの 確保について検討し、周知する必要がある。

なお、ペットスペースが確保できない避難所においては、事前に定めた 飼い主が飼育管理できる近隣場所の代替スペースの被災状況等を確認の 上、案内する。

●保護された飼い主から離脱してしまったペットの取扱い 保護された飼い主から離脱してしまったペットについても、一時的にペットスペースに保護されることになる(飼い主は近隣在住者の可能性が高いため)。なお、そのペットについて、他の飼い主同士等が連携して当番制を採用する等、自らのペットと同様に飼育管理するように依頼する。

(3)動物愛護推進員、ボランティア等

ペットの飼育・管理は、飼い主が全責任を負う事が原則である。しかし、避難所に設置されるペットスペースには多くの動物が集まる等、通常の飼育環境と大きく異なるため、個体管理もさることながら、全体管理も困難を極めることが予測される。このため、ペットスペースにおける適正な飼育管理の円滑な実施のためには、市町や関係機関・団体の協力だけでは成り立たず、動物の取扱い等の経験が豊富な動物愛護推進員、動物保護管理指導員やボランティア等によるペットスペースの運営のサポート、人と活動のコーディネートや飼育管理サポート等は、必要不可欠な支援である。

●ペットスペース運営のサポート、コーディネート 【ペットスペース運営のサポート】

- ①動物救護本部・支部の設置の後、また、県や市町の災害ボランティ ア本部等と調整した上で(平常時に登録等されていれば直接)避難 所に行き、ペットスペースの運営をサポートする。
- ②ペットスペースの運営・管理の中心となる責任者が未設置の場合には、飼い主の中から選出し、設置するように助言する。
- ③ペットスペースでは「事故を起こさないこと」が重要である。咬み つき事故を始め、飛びつき等によりけが人が出ないよう十分注意し て管理するよう周知する。
- ④避難所の責任者等と協力して、飼い主に対し、飼育ルール及び本行動指針等について遵守するように助言する。

【ペットスペースのコーディネート】

- ①被災直後、周辺状況等が混乱し、避難所のペットスペースが十分周知されていないことも想定される。その際には、他の避難者や動物の安全が確保できる場所に飼い主を誘導し、ペットスペースの確保やケージの不足分が供給されるまでの間は、リード(綱)や首輪の強度を確認し、周囲の安全性を確保した上で、直射日光、雨等がしのげる場所の強固な工作物にペットを係留するよう飼い主に助言する。
- ②ペットスペースが直射日光、雨等がしのげないような場所である場合には、テント等を用いた専用設備の設営が必要となるので、避難所の責任者等と調整する。なお、設営は飼い主等が実施するので、その具体的な方法等についてコーディネートする。
- ③ケージ等資材が不足している場合、その状況が改善されるまでの間は、飼い主以外の避難者やペットの安全を確保しつつ適宜対応するよう助言する。
- ④保護された飼い主から離脱してしまったペットについても、一時的 にペットスペースに保護されており(飼い主は近隣在住者の可能性 が高いため)、飼い主が判明するまで、他の飼い主同士等が連携し て、飼育管理できるようにコーディネートする。
- ⑤ペットスペースの飼育管理サポートに必要な人員の不足、近隣でのペット保護情報や逸走情報等の情報があれば取りまとめ、動物救護本部(支部)へ報告する。

避難中期

5 避難所におけるペットの飼育(中期)

避難中のペットスペースの運営・管理は、限られた飼い主だけではなく、ペットスペースを利用する全員で行わなければならない。また、避難所では人も動物も大きなストレスを抱えており、そのストレスを少しでも緩和するためにも決められたルールには、従わなければならない。

なお、避難生活も一定期間が経過すると、自宅や親類宅での避難、または、 別の避難所等での避難といった状況の変化が頻繁となるため、ペットスペースの責任者の変更等にも柔軟な対応が必要となる。

●飼育ルールの周知徹底

避難生活が長期化等すると、避難初期に決定した飼育ルールの変更等を余儀なくされる場合があり、その後のルールの改変等については、ペットスペースを利用する飼い主等を交えて協議・決定を行い、その内容については再度周知徹底を図る。

【ルール例】(再掲及び⑩追加)

- ①指定されたペットスペース及び方法(リード等で強固な工作物に繋ぐ、 ケージに入れる等)で飼育する(動物によっては、ダンボール箱等も 活用できる)。
- ②ペットスペースは飼い主が責任をもって管理(清掃等)するとともに、 必要に応じて消毒を行う。
- ③ペットに対する苦情への対応や危害防止に努める。
- ④屋外の指定された場所で排泄させ、排泄物はルールに則って処分する。
- ⑤給餌は時間を決めて、その都度片付ける。
- ⑥必要に応じてノミ等の駆除に努める。
- ⑦運動やブラッシング(飛散防止に注意)は屋外で実施し、抜け毛は放置しない。
- ⑧迷子札等を装着する(犬については、鑑札、注射済票も装着)。
- ⑨ペットとのふれあい時間も決めておき、夜間の接触はしない(ただし、強い余震の後や大きな物音がした後は様子を見に行く等、柔軟に対応したい)。
- ⑩自宅においてペットを飼育管理することとした場合は、飼い主自らが 飼育管理していることを知らせるため、その場所等に飼い主への連絡 先等を書いた貼紙等をするとともに、避難所等への変更の届出及び在 住市町の動物担当部署にもその旨連絡する。

(1) 飼い主

ペットの飼育管理は、飼い主が全責任を負う事が原則である。避難生活が長期間になるほど些細なことがトラブルに発展する場合があるため、風紀を乱さないように常に注意すること。

●ペットスペースの運営・管理

避難所には多くの避難者がおり、万が一、そこで飼い主の権利ばかりを主張し、他者への配慮に欠けた自己中心的な姿勢をとると、他の飼い主を含めて、ペットスペースでの飼育自体ができなくなる可能性があるので、くれぐれも慎重な行動を心がけ、しっかりと周囲に気を配り、トラブルの未然防止に努めること。

【ペットスペースの運営・管理】

- ①事故防止のため、原則として、ペットスペースへは関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らないようにする。
- ②動物をケージ等の外へ連れ出す際は、必ずリードで繋ぎ、絶対に放すことのないようにする。
- ③犬には適度な運動が必要であり、飼い主同士が協力して散歩等を行 う。
- ④トラブルは、原則として、当事者同士で解決するものである。しか し、解決等に至らなかった場合には、避難所保健・衛生班またはペ ットスペースの運営サポートやコーディネートをしている動物愛護 推進員等へ相談する。
- ⑤飼育のための物資等が不足している場合には、避難所保健・衛生班 またはペットスペースの運営サポートやコーディネートをしている 動物愛護推進員等へ連絡する。要求する物資は必要な分のみとし、 各避難所に公平に配分されるよう配慮すること。
- ⑥保護された飼い主から離脱してしまったペットについても、一時的にペットスペースに保護されるため(飼い主は近隣在住者の可能性が高いため)、飼い主が判明するまで、自らのペットと同様に、他の飼い主や動物の飼育・救護ボランティア等と連携して、飼育管理する。

(2) 市町 (避難所等の責任者等)

避難生活が長期化するにつれて、人も動物も大きなストレスを感じる。 ペットスペースの利用者が互いに協力し合い、動物の管理を適切に行うこ とで不要なストレスは解消できることからも、飼育ルールを遵守させるこ とは重要である。

●情報発信

避難所保健・衛生班から要望のあった飼育のために必要な物資等の情報について、市町災害対策本部経由、または、ペットスペースの運営サポートやコーディネートをしている動物愛護推進員等を経由して、動物救護本部(支部)へ伝達する。

避難者等からペットスペースの環境改善等についての要求があった場合、可能な範囲で対応し、それを超える場合には、ペットスペースの運営サポートやコーディネートをしている動物愛護推進員等を経由して、動物救護本部(支部)へ支援を求める。

(3)動物愛護推進員、ボランティア等

避難生活が長期化するにつれて、人のみならず動物も大きなストレスを 感じる。動物の取扱い等の経験が豊富な動物愛護推進員、動物保護管理指 導員やボランティア等によるペットスペース等での運営のサポート、人と活動のコーディネートや飼育管理サポート等は、避難中のペット等のストレス緩和を行う上で必要不可欠な支援である。

- ●ペットスペース運営サポート、コーディネート、飼育管理サポート 【ペットスペースの運営のサポート】
 - ①ペットスペースの運営をサポートする。
 - ②ペットスペースでは「事故を起こさないこと」が重要である。咬み つき事故を始め、飛びつき等によりけが人が出ないよう十分注意し て管理するよう周知する。
 - ③避難所の責任者等と協力して、飼い主に対し、本行動指針及び飼育ルールについて遵守するように引き続き呼び掛ける。

【ペットスペースのコーディネート】

- ①不足している飼育に必要な物資等の要望を、避難所保健・衛生班と 調整のうえ、避難所保健・衛生班から市町災害対策本部経由、また は、ボランティアコーディネーター自ら、動物救護本部(支部)へ 連絡する。要求する物資等は必要な分のみとし、各避難所に公平に 配分されるように調整する。
- ②避難者等からペットスペースの環境改善についての要求があり、改善が必要と判断した場合は、避難所運営本部会議等との協議の上、適切に改善するよう助言し、飼い主の一方的な要求によることのないように調整する。なお、環境改善等に必要な施工作業等については、飼い主等自らが実施することを原則とし、あらかじめその作業内容について全避難者に知らせるとともに、必要に応じて資材や技術の提供も呼びかけるように助言する。現場での対応が困難の場合には、動物救護本部(支部)へ支援を求める。
- ③ペットスペースを含め、避難所の全容を把握するよう努め、他の避難者との共同生活に支障きたさぬよう十分に配慮する。
- ④発生したトラブルについては、動物救護本部(支部)へ情報提供を行う。また、その場で解決できないときには動物救護本部(支部)へ連絡を入れ、相談する。
- ⑤ペットスペースの飼育管理サポートに必要な人員の不足、近隣でのペット保護情報や逸走情報等の情報があれば取りまとめ、動物救護本部(支部)へ報告する。
- ⑥近隣の避難所のボランティア等との活動調整を行う。
- ⑦在宅避難者の要望等も把握し、避難所保健・衛生班と調整のうえ、 避難所保健・衛生班から市町災害対策本部経由、または、ボランティアコーディネーター自ら、動物救護本部(支部)へ連絡する。

【ペットスペースの飼育管理サポート】

- ①飼育のための不足している物資等の要望を、避難所保健・衛生班と 調整のうえ、避難所保健・衛生班から市町災害対策本部経由、また は、ペットスペースのボランティアコーディネーター等を経由して、 動物救護本部(支部)へ連絡する。要求する物資等は必要な分のみ とし、余分な量の要求は行わないように調整する。
- ②避難中のペットが体調不良を呈したり、怪我をした場合には、巡回する獣医師会の獣医師等に連絡する。巡回中に連絡できなかった場

合には、ペットスペースのボランティアコーディネーター等を経由 して、動物救護本部(支部)へ連絡する。

③ペットスペースにおいて、トラブルが発生した場合には、双方の意見をよく聞きその場で解決できることであれば、解決策を提案する。その場での解決が困難な事例は速やかにペットスペースのボランティアコーディネーター等に連絡し、助言もしくは指示を仰ぐこと。

● 一時預かり

避難中の飼育が困難な飼い主等からペットの一時預かり依頼があった場合や避難所、動物保護施設での受入れが困難な場合等について、ボランティアコーディネーターは、飼い主等や動物救護本部(支部)と調整して、一時預かりボランティアの自宅等で短期間飼育できるように手配する。

避難後期~避難終期

6 避難所におけるペットの飼育(後期~終期)

(1) 飼い主

避難所から帰宅可能となった場合や他の避難所や仮設住宅へ移動することとなった場合には、責任を持ってペットスペース等の後片付けをする。

(2) 市町 (避難所等の責任者等)

保護されたものの飼い主の判明しなかった動物について、譲渡先を探す 手伝いをする。また、譲渡先の見つからなかったペットについては、ボラ ンティアコーディネーター等を経由して、動物救護本部(支部)へ連絡し て受入れを求める。なお、ペットスペースは、役割を終えた段階で閉鎖と なる。

(3)動物愛護推進員、ボランティア等

保護されたものの飼い主の判明しなかった動物について、譲渡先を探す 手伝いや一時預かりに協力する。

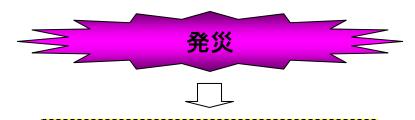
7 避難所におけるペットの飼育(初期~終期)フロー

自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所で生活を余儀なくされた場合の避難所における飼育の初期から終期までの行動について、フロー図にとりまとめた。(P29)

8 避難所におけるボランティアの役割図

避難所において適正な飼育管理を円滑に行うためには、動物の取扱い等の経験が豊富な動物愛護推進員、動物保護管理指導員やボランティア等によるペットスペース等での運営のサポート、人と活動のコーディネートや飼育管理サポート等は、必要不可欠な支援であり、その役割を図にとりまとめた。(P30)

避難所におけるペットの飼育(初期~終期)フロー



ペットとの同行避難(避難地)

自宅での居住不可

(全半壊//避難勧告・命令等発令地域等)

避

難

初

期

避

難

中

期

自宅損壊等なし

在宅避難

人の居住施設

避難所(施設)

ペットの飼育場所 (^゚ットスペース)

受入れ(別居)

避難所での受入れ

- ◆事前に決められたペットスペースにおいて、【飼い主】自身が飼育管理
- ◆飼育者名簿の作成(届出、受付:【保健・衛生班】、【飼い主】)
- ◆ペットスペースの責任者【飼い主】の設置(保健・衛生班兼務)
- ◆ペットスペースの整備【飼い主】、【保健・衛生班】
- ◆ペットスペースでの飼育ルール作り【保健・衛生班】、【ボランティア】

避難所における飼育

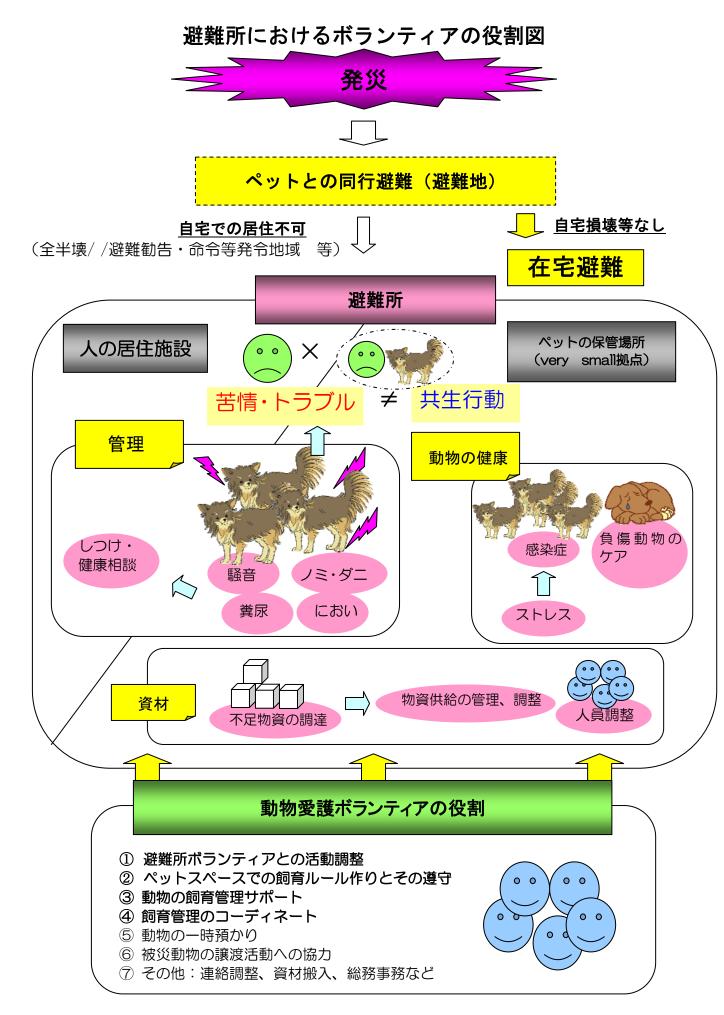
- ◆事前に決められたペットスペースにおいて、【飼い主】自身が飼育管理
- ◆ペットスペースでの飼育ルールの周知徹底【飼い主】、【ボランティア】
- ◆ペットスペースでの飼育管理のコーディネート【ボランティア】
- ◆ペットスペースでの飼育管理サポート【ボランティア】
- ◆物資等の支援要請、提供補助【ボランティア】
- ◆獣医療等の提供【獣医師会】、【ボランティア】

避難後期

避難終期

避難所における飼育

- ◆ ペットスペースの片付け【飼い主】、【ボランティア】
- ◆ 新しい飼い主への譲渡活動【ボランティア】、【飼い主】



第4章 災害発生時における動物救護 活動 (静岡県被災動物救護計画)

第4章 災害発生時における動物救護活動(静岡県被災動物救護計画)

(一社)静岡県動物保護協会、(公社)静岡県獣医師会、行政等が「静岡県被災動物救護計画」に基づき、静岡県被災動物救護本部を設置し、動物保護管理指導員及びボランティア等と協力して動物救護活動を実施する。

1 組織

- (1)被災動物救護対策会議
 - (一社)静岡県動物保護協会、(公社)静岡県獣医師会、県、各政令市
- (2)被災動物救護本部
 - (一社)静岡県動物保護協会、(公社)静岡県獣医師会、県、各政令市、その他団体

【救護本部の班体制】

班名	活動内容	
総務部	① 本部の予算・決算② 他の機関・団体との連絡・調整③ 義援金の受入れ・運営④ 他の部に属さない事項	
情報部	① 情報の収集② 活動の広報③ 相談の受付④ 報道機関への対応	
人材部	① 専門家・ボランティアの受入れ② 専門家・ボランティアの派遣③ 専門家・ボランティアの管理④ 専門家・ボランティアの連絡・調整	
施設部	① 被災動物救護センターの建設 ② 被災動物救護センターの資材調達 ③ 被災動物救護センターの管理運営	
物資部	① 餌・医薬品等物資の受入れ② 餌・医薬品等物資の調達・配布③ 餌・医薬品等物資の管理	

(支部): 賀茂支部、熱海支部、沼津支部、御殿場支部、富士地区支部、 静岡支部、志太支部、榛原支部、小笠支部、磐田支部、 浜名支部、浜松支部

2 主な活動内容

- (1) 負傷している動物の保護、治療、保管
- (2) 逸走動物の保護収容・保管
- (3) 飼育困難な動物の一時保管
- (4) 所有権を放棄された動物の受入れ
- (5) 新たな飼主探し
- (6) 保護したペット動物の所有者探し及び情報提供

- (7)被災地で飼育されている動物に対する餌等の配布
- (8) その他動物に関する相談

3 救護施設

- (1) 緊急動物保護施設 短期間の一時保管施設として、静岡県の動物保護管理所(4ヵ所)等を 使用する。
- (2) 臨時動物救護病院 負傷動物の短期治療施設として、本部が獣医師会会員の病院に依頼する。
- (3)被災動物救護センター 保管動物すべてが譲渡等されるまでの間の長期にわたる保管施設として 本部が設置する。

4 活動組織図

静岡県愛玩動物救護体制フロー図に示す。(P33、参考:P3)

(災害時における愛玩動物対策行動指針) 環境省・厚生労働省・他県市等地方自治体 静岡県愛玩動物救護体制フロー 連絡・調整 連絡•調整 (動物愛護管理法、同基本指針) (静岡県動物愛護管理推進計画) 静岡県災害対策本部 県地域防災計画 静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課 (健康福祉部生活衛生局) 緊急災害時動物救援本部(再掲) (静岡県被災動物救護計画) 連絡・調整 対策会議招集要請、 静岡県被災動物救護本部 構成員 関係団体等 (保護協会会員を除く) (一財) 全国緊急災害時動物救援本部 方面本部 (一計)静岡県動物保護協会 静岡県動物愛護推進員 (公財) 日本動物愛護協会 支 本部長 : 1名 (公社) 日本動物福祉協会 (公計)静岡県獣医師会 県内動物関係団体 (関係者) 援 (健康福祉センタ 副本部長:2名 県内動物関係団体 (関係者) (公社) 日本愛玩動物協会 ペットフード・用品関連会社 支 静岡県衛牛課(県動物管理指導センター) 事務局場所: 医薬品関連会社 (公社) 日本獣医師会 援 静岡県獣医畜産会館5階 動物取扱業者 静岡市動物指導センター 浜松市動物愛護教育センター 支 支援要請 人材部 物資部 施設部 総務部 情報部 市町災害対策本部 (動物担当部署) 支援要請 ボランティア • (一社) 静岡県動物保護協会 12 支部 被災動物救護センター 12 避難所(運営組織) 支援 ・臨時動物救護病院(県獣医師会10地区支部) 支援 同行避難 ボランティア

第5章 参考

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

所 在 地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2347

F A X 054-221-2342

E - M a i l eisei@pref.shizuoka.lg.jp